

平成31年度 市・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ

問合せ：税務課 市民税係
☎893-4411 内線 225～228

- ◆申告期間：2月18日(月)～3月15日(金)
- ◆受付時間：午前9時～11時30分・午後1時～4時
- ◆申告会場：市役所1階正面玄関前プレハブ

混雑を避けるために指定日を設けました。
申告期間終盤になりますと大変混み合いますので、
指定日での申告にご協力ください。

※市役所駐車場は大変混み合います。
市役所向かいの市民広場もご利用ください。

期間終了間近は
たいへん混雑しますので、
申告はお早め！

<申告日程表>

| 受付指定日 | 指定区域 | 受付指定日 | 指定区域 |
|----------|-------------|----------|---------------------|
| 2月18日(月) | 野嵩、普天間、新城 | 3月1日(金) | 我如古、長田、志真志 |
| 2月19日(火) | | 3月4日(月) | |
| 2月20日(水) | | 3月5日(火) | |
| 2月21日(木) | 喜友名、伊佐、大山 | 3月6日(水) | 宜野湾、愛知、神山、 赤道、上原 |
| 2月22日(金) | | 3月7日(木) | |
| 2月25日(月) | 真志喜、宇地泊、大謝名 | 3月8日(金) | |
| 2月26日(火) | 嘉数、真栄原、佐真下 | 3月10日(日) | 指定日に申告できない方 |
| 2月27日(水) | | 3月11日(月) | |
| 2月28日(木) | | 3月12日(火) | |
| | 3月13日(水) | | |
| | 3月14日(木) | | |
| | 3月15日(金) | | |

※休日は閉庁ですが、3月10日(日)に限り申告受付を行います。

市・県民税の申告について

■市・県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、平成30年中に収入があった方は申告してください。また、収入がない方でも国民健康保険税、介護保険料などの減免や軽減を受ける方は申告が必要です。

▶次に該当する方は市・県民税の申告をする必要がありません。

- ①所得税の確定申告書を、税務署または沖縄商工会議所へ提出される方
- ②確定申告を電子申告(イータックス)される方
- ③給与所得のみで、勤務先などから給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ④年金所得のみで、日本年金機構などから公的年金等の支払報告書が市役所に提出されている方
- ⑤前年は収入が無く、宜野湾市内の親族に扶養されている方(その扶養している親族が扶養控除対象として申告されていること)

※ただし、③、④の方でも医療費控除や社会保険料控除等を受ける場合は申告が必要になります。

▶営業・不動産・農業収入を申告される方へお願い

帳簿および領収書の確認がありますので申告の際には持参してください。また、収支内訳書も事前に作成してください(書類不備の場合、申告受付ができません)。

■申告に必要なもの(必須) ・申告書 ・印鑑 ・マイナンバーカード または 通知カード+顔写真付きの身分証明書

■申告に必要な書類など

- 給与所得者、公的年金所得者……源泉徴収票
 - 営業所得者、不動産所得者……収支内訳書など
 - 国民健康保険・介護保険に加入の方……納付証明書
 - 国民年金等に加入の方……社会保険料控除証明書
 - 医療費控除を受ける方は、昨年中に支払った医療費の明細(「医療費控除の明細書」)および領収書
 - 障害をお持ちの方……障害者手帳など
 - 学生の方……学生証
 - 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ※申告前に合計額を計算し明細書を作成してください。(作成方法は市報12月号20ページまたは市HPを参照)

税務署からのお知らせ

申告書の作成は 便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や青色決算書などを作成できます。

所得が「給与または公的年金」のみの方は必見!

「確定申告書等作成コーナー」って難しそうだなという方へ

給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

所得税及び復興特別所得税
贈与税の申告・納税は
3月15日(金)まで

個人事業者の消費税
地方消費税の申告・納税は
4月1日(月)まで

詳しい情報は国税庁ホームページの
確定申告特集をご覧ください

国税局 で 検索

確定申告相談受付のお知らせ

平成30年分の所得税等の確定申告について、申告相談会場(署外会場を設置している署を含む。)は2月18日から開設しますので、申告書作成に当たって相談が必要な方は同日以降にご来場ください。

- 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。事前に明細書を作成した上でご来場いただくスムーズに申告書を作成することができます。
※明細書は国税庁ホームページからダウンロードできます。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)
- 確定申告書提出の際は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの提出が必要になります。



所得税等の確定申告に関するご相談は 電話相談センターをご利用ください

1月以降、税務署に電話をいただきますと自動音声ガイダンスによりご案内しますので、「0(ゼロ)」番を選択してください。